

令和 8 年度那覇市小中学生キャリア教育支援事業に係る業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度那覇市小中学生キャリア教育支援事業

2. 事業の目的

本事業は、那覇市が抱える若年層の早期離職や雇用のミスマッチといった課題解決と地域を支える次世代の人材育成推進を目的に、教育機関と産業界が連携するプラットフォームを構築する。これにより、児童生徒が地元の多様な産業や企業に早期から触れる機会を創出し、実践的なキャリア教育プログラムを通じて、自ら職業観やキャリアデザインを形成できる環境を整える。

また、地域の中小企業などの魅力を積極的に発信し、将来の地域経済を支える人材の育成と定着を促進することで、慢性的な人材不足の解消に寄与し、本市産業の持続的な発展につなげる。さらに、教育のニーズと産業界が求める人材像とのギャップを埋め、地域全体で次世代の産業人材を育成する好循環の確立を目指す。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

4. 事業費上限額

11,804,000 円（消費税および地方消費税含む。）

5. 業務内容

本業務は以下の（1）～（6）とする。事業効果を高めるための独自提案や本業務と関連付けることで相乗効果が見込まれるものがあれば提案すること。

（1） 事業全体の企画・運営支援業務

- ・ 事業計画全体の進行管理
- ・ 事業関係者（那覇市、企業、経済団体、学校、教育委員会等）との連絡調整
- ・ 事業の効果測定、報告書作成

（2） 教育プログラムの実施

① 実施校の選定とプログラム内容

市内小中学校から複数の実施校を選定し、合計 8 学年以上（1 校あたり複数学年を対象とすることも可）、かつ合計 40 コマ以上のプログラムを実施するものとする。なお、実施校においては、学校の年間指導計画や諸活動と関連させ、学校での学びと実社会をつなぎ、児童生徒の興味関心を高めるような内容とすること。

② 事前・事後学習プログラムの活用と改善

既存の提供用事前・事後学習プログラム（動画含む）について、児童生徒および教員の理解が深まるよう、必要に応じて改善し、活用すること。

③ アンケート調査の実施

プログラム実施後の児童生徒および教員を対象としたアンケート調査の企画、実施、分析を行うこと。

(3) プラットフォームの構築・運営

① 産業界との連携強化およびプログラム情報集約

那覇市内の個別企業および経済団体（例：商工会議所青年部等、那覇青年会議所、各産業団体等）への働きかけ、参加促進、ヒアリングを行い、キャリア教育プログラムの企画内容、実施条件等の情報を集約すること。また、企業・団体が提供するプログラムの質向上に向けたアドバイス、パッケージ化支援、新規参加企業・団体の開拓を行うこと。企業・団体等のキャリア教育プログラムをプラットフォームに 10 個以上登録すること。

② プラットフォーム（Web サイト）運営管理業務（<https://career-naha.jp/>）

キャリア教育プログラム情報の Web サイトへの掲載、更新、管理を行うこと。学校からのプログラム選択・申請受付機能の管理を行うこと。

③ 学校との連携およびプログラム選択支援業務

市内の学校への本事業の周知、参加促進、問い合わせ対応、ニーズのヒアリングを行うこと。学校が各企業のプログラム内容を理解し、選択できるよう支援すること。企業と学校間のマッチング支援、調整業務を行うこと。

(4) 広報・啓発業務

- ・ 本事業の趣旨、目的、成果に関する広報活動の企画・実施
- ・ 必要に応じた事業報告会、成果発表会等の企画・運営

(5) 改善提案業務

事業効果測定、アンケート調査結果、ヒアリング等に基づき、事業全体の改善提案を行うこと。

(6) その他

- ・ 上記に付帯する一切の業務

6. 事務管理および事務体制について

(1) 事業実施計画の策定

業務責任体制、業務内容および事業スケジュール等を示した事業実施計画書を市に提出し、承諾を得た上で委託業務を実施すること。

(2) 業務・事務体制

本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者およびコーディネーターを定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。なお、業務責任者、コーディネーターおよび担当者は兼務可能とするが、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等の経歴を有する代替者を充てられる体制とすること。

(3) コーディネーターの配置および役割

産業界と学校現場、本市の三者をつなぐため、コーディネートを担う担当者（コーディネーターという）を配置し、地域企業や業界団体等と連携して事業を実施すること。コーディネーターは、「5.業務内容」の各項目において、特に下記に定める役割を担うものとする。

① 事業全体の進行管理・連絡調整（5（1）関連）

事業計画全体の進行管理にあたり、事業関係者（那覇市、企業、経済団体、学校、教育委員会等）との円滑な連絡調整を担うこと。

② 産業界との連携強化およびプログラム情報集約（5（3）①関連）

那覇市内の個別企業および経済団体へ働きかけ、参加促進やヒアリングを行い、キャリア教育プログラムの企画内容や実施条件等の情報を集約する。また、企業・団体が提供するプログラムの質向上に向けてアドバイス支援を行い、新規参加企業・団体の開拓も行うこと。

③ 学校との連携およびプログラム選択支援（５（３）③関連）

市内の学校に対して本事業の周知や参加促進、問い合わせ対応、ニーズのヒアリングを行う。学校が各企業のプログラム内容を理解し選択できるよう支援するとともに、企業と学校間のマッチングおよび調整業務を行う。

④ アンケート調査および改善提案（５（２）および５（５）関連）

プログラム実施後の児童生徒および教員を対象としたアンケート調査の企画・実施・分析を行う。また、その結果を踏まえて、事業全体の改善提案を行うこと。

(4) 会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を1か月に1回程度開催することとし、それ以外にも、市からの求めに応じて進捗状況について報告するものとする。会議の議事録は受託事業者が作成し、市へ共有すること。

(5) 許認可手続き等

本件業務の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続き等が生じた場合は、原則として受託事業者が代行すること。

(6) 文書や資料等の整備と保存

本件業務で使用した文書や資料等を整理し保存すること。

(7) 資料および報告書等の提出

メディアに露出した記事・映像は保管し、データにより随時提出すること。また、当該業務に直接従事する者の直接作業時間数を確認するものとして作業日誌等を作成し、提出すること。

(8) その他

本市からの必要な指示に応じること。

7.実施スケジュール

スケジュールは想定案であり、事業成果・完了時期に支障がない範囲で各業務実施時期は自由に提案できるものとする。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9. 1月	2月	3月
計画策定期間	●→									
産業界へ参画の呼びかけ、プログラム作成支援	●→	→	→	→	→	→	→	→	→	
キャリア教育の実施、学校のプログラム選択支援	●→	→	→	→	→	→	→	→	→	
プラットフォーム（Web サイト）運営管理	●→	→	→	→	→	→	→	→	→	

8. 成果物

本件業務が完了したときは、次の成果物を速やかに本市へ提出すること

- (1) 実績報告書・経費明細書（計算書） 1部
- (2) 事業成果報告書（全体版） 10部
 - ① A4・カラーの印刷物および PDF データ(CD、DVD-ROM 等。USB 不可。)
 - ② 事業効果測定結果、アンケート結果、実施事業の分析と改善に向けた提言を含むこと。
- (3) 本業務で作成した印刷物や運営要項、ソフトウェア、コンテンツ等
- (4) その他本市が必要と認める書類

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。また、企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出および説明等に応じること。
- (3) 本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者からの照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に本市に照会すること。
- (4) 受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- (6) 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は両者協議のうえ決定するものとする。
- (7) 業務成果の帰属等
 - ① 取得財産および知的財産権の帰属
本件業務で取得した全ての財産は原則、本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた財産に関する全ての知的財産権は、本市へ帰属する。
 - ② 権利等の処理
第三者の知的財産権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
 - ③ 後年度負担
後年度以降に経費が発生する場合、本市は負担しない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その他疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (9) 本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外

には使用しないこと。那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第 21 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

- (10) 本業務の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合、責任は受託事業者に帰するものとし、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、市は責任を負わない。また、本事業に対し学校の管轄外において実施する場合は保険等の加入を行うこと。

以上